

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【会社名】	大和ハウス工業株式会社
【英訳名】	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大友 浩嗣
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目3番5号
【電話番号】	大阪 06(6225)7804
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 山田 裕次
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
【電話番号】	東京 03(5214)2115
【事務連絡者氏名】	東京本社経理部長 八幡 宏志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,418,280,000円 (注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額(会社法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	大和ハウス工業株式会社 東京本社 (東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号) 大和ハウス工業株式会社 南関東支社 (横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号) 大和ハウス工業株式会社 中部支社 (名古屋市中村区平池町四丁目60番地9) 大和ハウス工業株式会社 神戸支店 (神戸市中央区磯辺通四丁目2番22号) 大和ハウス工業株式会社 東関東支社 (千葉県船橋市本町一丁目27番1号) 大和ハウス工業株式会社 北関東支社 (さいたま市中央区新都心11番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月13日付で提出いたしました有価証券届出書（2025年6月20日、2025年6月30日及び2025年7月10日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済みの記載内容）について、2025年11月14日付で事業年度第87期（自2025年4月1日至2025年9月30日）の半期報告書を提出したことに伴い、当該半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する書類を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

（訂正前）

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第86期(自2024年4月1日至2025年3月31日) 2025年6月20日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年7月10日）までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2025年6月30日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を2025年7月10日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年7月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年7月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第86期(自2024年４月１日 至2025年３月31日) 2025年６月20日関東財務局長に提出

２ 【半期報告書】

事業年度 第87期(自2025年４月１日 至2025年９月30日) 2025年11月14日関東財務局長に提出

３ 【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月14日）までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき臨時報告書を2025年６月30日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき臨時報告書を2025年７月10日に関東財務局長に提出

第２ 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年11月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年11月14日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項也没有。